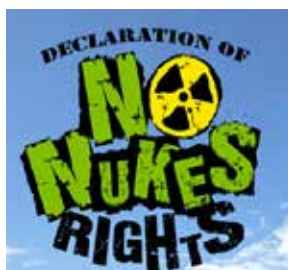


NO NUKES RIGHTS NEWS - 原告団・弁護団通信



Newsletter of Lawsuit against the Nuclear Reactor Suppliers

編集・発行：メルマガ編集室

住所：〒104-0045 東京都中央区築地3-9-10 築地ビル3階
アーライツ法律事務所気付

eMail：genkokudan@nonukesrights.holy.jp

Website：http://nonukesrights.holy.jp

第12号

発行日 2017.11.10

カンパは下記の口座をお願いします！

郵便局 振替口座番号：00260-7-55152 加入者名：原発メーカー訴訟原告団

ゆうちょ銀行口座間の振込の場合 記号：10020 番号：35671291

他金融機関口座からゆうちょ銀行口座へ振込の場合

店名：〇〇八（ゼロゼロハチ） 店番：008

預金種目：普通預金 口座番号：3567129

加入者名：原発メーカー訴訟原告団（ゲンパツメーカーソショウゲンコクダン）

原発メーカー訴訟原告および支援者のみなさま

9月19日、第1回控訴審期日が開かれ、即日結審しました。判決言渡期日は12月8日午前11時から、東京高裁101号法廷で開かれます。判決言渡し期日後、報告集会と勉強会を衆議院第2議員会館多目的会議室（1F）で開く予定です。是非ご参加ください。

原発メーカーの責任を追求し、新しい人権「原子力の恐怖から免れて生きる権利」＝「ノー・ニュークス権」を確立するために、社会的な関心の高さを示すことが重要な裁判です。ぜひ友人、知人を誘って傍聴してください。傍聴申込みのハガキを同封していますので、**11月22日（水）必着にて返信してください。**

今回のニューズレターには、事故後、大熊町町議となった木幡ますみさんの体験を交えて訴えた郡山市在住の森園和重さんの意見陳述全文を収録しました。福島の子の被災者の声はこの裁判の原点ですので、ぜひお読みください。また、裁判の現状、記者会見記録、控訴審に参加した原告の感想、会計報告が続きます。そして弁護団の一人である海渡弁護士による福島原発事故刑事裁判についての報告、原告が訴訟のために支払った原告費がどうなっているのかについての「訴訟の会の会計正常化」問題報告、裁判中に起こされた前・現「訴訟の会事務局長」による島昭宏弁護団共同代表に対する損害賠償請求事件裁判は原告側敗訴で確定していますので、判決についての報告も同封いたしました。

原告団世話人会メルマガ編集室

裁判の経過、裁判資料、期日後の記者会見、報告集会の様相（YouTube録画映像）等々はホームページでご覧いただけます。

ホームページ：<http://nonukesrights.holy.jp/>

フェイスブック（日本語版）：<https://www.facebook.com/nonukesrights>

フェイスブック（英語版）：<https://www.facebook.com/nonukesrights2/>

1. 意見陳述書

2017年9月19日

東京高等裁判所第20民事部 御中

控訴人 福島県郡山市在住 森園 和重

2011年3月11日、東日本大震災・東京電力福島第一原子力発電所事故の後、友人になった大熊町町議（原発事故処理・運営が余りにも不透明で異常事態であることから昨年大熊町議選挙に出馬し当選）の木幡ますみさんの体験を交え話します。

ますみさんは、放射能汚染により強制避難させられ自宅に戻ることができなくなりました。

ますみさんは事故前まで、ご先祖様が残してくれた自然豊かな土地で、田畑を耕し、自給自足の生活をし、近隣の子どものために塾を経営し、子々孫々ずっとこの生活が続いていくのだと思っていました。

大地震の翌日から後片づけや津波で行方不明になった方々の捜索が行われる予定でしたが、その捜索は行われませんでした。福島第一原発からの放射能漏れが深刻化し、政府が避難命令を出したためです。

3月11日から消防団等は捜索をはじめ、余震と夕闇迫る中、『助けられぬという言葉に対し、「明日必ず助けに来るから頑張れ」と言い残しこの日の捜索を断念した』という報道もされていました。

3月12日早朝、ますみさん達大熊の人々は、きちんとした説明もなく、突然「原発事故が起きたから遠くへ逃げなさい」と次から次へと追い立てられるようにバスに乗せられ約40km離れた中通りの、見ず知らずの田村市体育館や工場跡地等に連れて行かれました。

体育館は底冷えがし、灯油が手に入らないからと、夜9時にはストーブを消され、凍てつく寒さで眠ることができなかつたそうです。

温暖な浜通りから摂氏0℃以下の中通りへ移送された皆さんは、本当に大変だったと思います。

体育館に連れていかれて間もなく、夜中に立ち上がった途端ドーンと大きな音を立てて倒れた方がいました。即死でした。

「原発さえなければ・・・」。ますみさんが「原発震災」で初めて死を身近に感じた瞬間でした。

乳飲み子のミルク、子ども達の食べ物も水も手に入らない。高齢者や障害者、持病を持っている方々は生き伸びるため、てんでんバラバラ居場所を求め体育館を出ていきました。

ますみさんの夫も腎臓を患いましたが、県内で治療を受けることができず、東北自動車道開通を待って、ガソリンが残っていた軽トラックで宮城県の病院へ駆け込み、後一日遅れたら危なかったと病院から言われたそうです。が、検査の結果は腎臓移植しかないと宣告され、入院一か月後に、ますみさんの片方の腎臓を提供することにし、夫を病院にまかせ、体育館に戻ったそうです。軽トラを運転しながら怒りと悔しさに涙が溢れたと語っていました。

体育館への一時避難にペットや家畜を連れてくることはできず、ご飯を与えに高線量に汚染された大熊へ、何度も行き来する方もいました。

（会津若松への強制避難が4月過ぎに言い渡されました。）

2011年6月に一時帰宅が認められマスク、防護服を着用し、バスで大熊に向かったそうです。大熊町に近づくに連れ道端のあちらこちらに動物の死骸が・・・ペット達です。

想像してください。

自宅には、変わり果てた姿のペットが。逃げることができず障子戸を掻き穿った猫たちの爪後。家族が、な

ぜ居ないのか訳も分らず、鎖に繋がれ、野生動物からの攻撃と、飢えに苦しみ、犬小屋までかじり生きようとした犬たち。ケージから出ることができず、もがき苦しんだ鶏たち。水を求め彷徨い歩き用水路に落ちた牛や豚。飢餓と恐怖の中で死んでいった家畜やペット。何万、何十万、何百万の生き物が死んでいったあの日の光景は、ますみさんをはじめ大熊の方々は決して忘れることないと、自責の念に今も駆られています。

そののち、やっと生き残った家畜は全頭殺処分されました。

人間の傲慢で残虐なこの行為はすべて原発事故が原因です。

原発が大嫌いだっますみさんの伯父さんも「原発に殺されてたまるか」と言いながら亡くなったそうです。

この6年半、住民に対し東京電力や原発メーカーからは、一度も謝罪や説明はなかったそうです。

原発事故前は地元住民の元に何度も足を運び酒を酌み交わすほどだった原発企業は、事故後誰一人として住民の元へは来ていません。

強制避難地域では、泥棒や野生動物の被害がずっと続いています。

ますみさんの家も直ぐに空き巣に入られ、そして東電とのやり取りしてきた議事録まで全てが盗まれていたそうです。

除染が始まり黒いフレコンバックの山は今も散在し、多くのホットスポットは点在しています。またハクビシンや猪に荒らされた家の中は、鼻を衝く臭いと高線量により、とても安全に暮らせる状態ではありません。そこへ還れと政府、原発関連企業までもが言います。

ますみさんからは中通りの線量の高さにびっくりしていると言われました。市民が暮らす住宅街で強制避難地と同等の土壌汚染が存在していると。

私達福島県民は年間20シーベルトの被曝を強要されたまま現在に至ります。赤ちゃんや子どももです。

年間20ミリシーベルトは通常原発稼働中の作業員被曝線量Maxのことで一般人の被曝線量は年間1ミリシーベルトと決まっています。

「チェルノブイリ事故」後、100万人に一人か二人の発生の病気が多発したことで因果関係が認められた、小児甲状腺がんは、日本では未だ認められていません。

福島県が実施している「県民健康調査」。事故当時18歳以下だった子ども38万人が三巡目の検査終了後、小児甲状腺がんの悪性、または悪性の疑いが191人。手術を終えた152人中151人が小児甲状腺がんと確定しています(2017年3月末現在)。

また幼子を被曝から守るために避難した自主避難者は、今、経済的にも窮地に追い込まれ、帰還を迫られています。自主避難者には何の賠償もありません。残念なことに子どもを残し自死された方もいらっしゃいます。

全てが「原発さえなかったら・・・」起きなかったことです。

原発事故による『緊急事態宣言』は今も解除されていません。

使用済み核燃料の処理方法も無い。原発事故終息の見通しさえ立っていない。終息下請けの皆さんは、これからも高線量での被曝作業が続きます。彼等には何の保証もありません。

そんな中インドへの原発輸出と東京電力柏崎刈羽原発再稼働へ！

ますみさんも私も、腸が煮えくり返りっています。原発メーカーを許すことができません。東芝の特に家電事業などの社員の皆さんは、原発事業さえ無かったらと思っているのではないのでしょうか？

世界中の原発事故の賠償を日本がしなければならなくなっているのではないですか？

裁判長、裁判官の皆様の懸命な判断を切望いたします。

以上

1. 原発メーカー訴訟の現在の状況

弁護団事務局 寺田伸子

平成 29 年 9 月 19 日（火）、控訴審における第一回口頭弁論期日が、東京高裁 101 号法定にて行われました。

最初に、控訴人及び当弁護人は、控訴状、控訴理由書、第 1 準備書面、第 2 準備書面、第 3 準備書面（パワーポイント原稿）を陳述しました。各被告は答弁書等を陳述し、各被告は基本的に同じ主張であるとして、他の被告の主張を援用すると述べました。

次に、当方の弁論として、まず控訴人代表として森園かずえさんが、控訴人木幡ますみさんの体験、意見を含む意見陳述を行いました。続いて、当弁護団より島弁護士と吉田弁護士がパワーポイントを利用して、控訴審における主張について、説明しました。両弁護士は、第一審判決では憲法 29 条や適用違憲について判断がなされなかったこと、原賠法を支える立法事実が消滅していること、債権者代位権の要件としての保全の必要性があること等について、第一審の判断を厳しく批判し、また控訴審を含め、本件原発事故において原発メーカーの責任を判断することが裁判所の最も重要な責務であることを指摘しました。さらに、河合弁護士が補足の説明を行いました。

被告らの弁論では、GE 代理人が「原賠法が機能しているから 9 兆円の賠償が行なわれ、廃炉も実現できる」などと主張、また東芝代理人が「東芝の事後的な事情は立法事実には関係ない」などと主張しましたが、日立は「答弁書のとおり」と述べるのみでした。河合弁護士は GE 代理人に対し、「被害者に ADR などで一定の救済が行なわれているのは原発メーカーの免責のおかげではない」「立法事実は事後的に崩壊したことこそ重要である」と反論しました。

手続きとしてはこの後、証拠調べに移り、控訴人は甲号証を提出し、後藤政志さんや研究者を含む 5 名の証人尋問を申請して、その必要性も説明しました。被告らは、証人尋問は不要であると意見を述べ、最終的に裁判所は証人尋問を採用せず、弁論を終結させました。

当方としては証人尋問により、原発メーカーの責任をさらに厳しく、かつ具体的に追及し、また控訴人の主張を補強する予定であったため、これが採用されなかったのは非常に残念です。しかし、第一審判決に判断の遺脱があったとの主張もしており、高裁の判決に希望を捨ててはいません。仮に敗訴であっても、いつも河合弁護士が言うように「勝つまでやるから絶対に負けない」精神で、最高裁に進む覚悟です。No Nukes!!

2. 控訴審後の記者会見記録

冒頭、島弁護団共同代表から、本日の期日において、弁論が終結されたことが報告された。

続いて、本日の口頭弁論で弁護団が主張した内容が、以下のとおり説明された。

① 原判決（一審判決）では以下の点で判断の遺脱（重要な争点につき、裁判所が判断していないこと）があるため、一審に差し戻すべき。

・我々は原賠法の責任集中、原発メーカー免責が憲法違反と主張し、憲法 29 条 2 項には「財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。」と規定されているところ、「責任集中制度は公共の福祉に適合していないから同項に違反する」との主張について、一切判断していない。

・また、「仮に原賠法の条文が違憲無効とまでは言えないとしても、福島原発事故に適用する限りにおいては違憲だと主張してきた。つまり、i) 原発メーカーに重大な過失があること、ii) 事故による被害が原賠法の想定を大きく超えていること、という 2 点が認められる場合にまで原発メーカーの免責を認めることは憲法に反するとの主張について、一切判断していない。

② 原賠法で原発メーカーを免責することによって、メーカーの設計現場等で、安全性と経済性のバランスが経済性に傾いてしまう等、モラルハザードが発生している事実を設計現場の元技術者に証言してもらうよう申請したが却下された。

この後、福島原発事故の被災者であり、同じく被災者である木幡ますみさんと共同で意見陳述書を提出された森園和重さんが、現在も事故は収束していないし、今後も作業員の皆さまが被曝することの責任は、当然、原発メーカーにもある、と主張された。

また、東芝原発の元設計者の後藤政志さんが、例えば格納容器ベントについては、福島の事故より前からフィルター付きベントが検討されていたが、実施されなかった。事故の発生後になって、フィルター付きベントを設置すべきとの結論になり、後追いとなった。このようなことは今後も必ず起こる。水蒸気爆発も同様の例と言っている。結局、安全性よりも経済性が優先されているということをお話された。

3. 控訴審傍聴の感想

（Aさん）弁護団の弁論内容は素晴らしかった。なのに（だから、というべきか？）裁判長は内容には踏み込まず逃げの一手で唐突に結審を宣言。被告側の弁護人がこっちにおもねるようなせりふ（今の原子力政策がずっと続くべきだと思わない、とか）をつい口にしたのも良心の呵責が多少あったのかなと思った。

（Bさん）裁判長が早々に結審を告げてそそくさと逃げるように出て行ったのを見て、被告側と話ができ

ているのではないかと思った。原発が事故を起こしたんだから、まず初めに原発メーカーが謝罪をすべきではないか。この6年以上の月日、なぜ一言もないのか。

(Cさん) 昨年9月に控訴を告げて10センチ以上もの厚さの書面も提出してから一年以上経って、やっと控訴審が開かれた。これからメーカーが安全性より経済性を優先している事実の証言を申請するなど、十分な審議をお願いしたのに、それを完全無視するように裁判長は結審を告げる。まじめに裁判をするつもりがあるのか、と思った。

4. 物販のご案内

<書籍『原発をとめるアジアの人々』>

アジア各地への日本の原発輸出の動きから各地で広がる原発反対運動を紹介する。

1冊 1620円 (定価 1500円+税 120円)
5冊 6000円 (1冊当たり 1200円に割引)
10冊 11000円 (1冊当たり 1100円に割引)

注文はノーニュークス・アジアフォーラム・ジャパン事務局へ

→ sdaisuke@rice.ocn.ne.jp 送料負担します

<冊子『訴状』>

[A5サイズ、168頁、白黒バージョン]

頒布価格はワンコインの500円(送料込み)です。10冊まとめた購入価格は2割引の4,000円、一冊あたり100円返金の廉価販売です。

注文は以下の必要事項をお書きのうえ、sojo@nonukesrights.holy.jp (訴状頒布担当係) にメールでお申し込みください。

1) 注文者氏名または発注グループ(連絡の取れる代表者名)、2) 送付先住所、3) 注文部数、4) 電話番号、5) メールアドレス、6) 配送日時の指定(あれば)

支払い代金は、冊子送付時に同封されている払込票で郵便局から払い込んでください。

<Tシャツ、パーカー、リストバンド、缶バッジ> Tシャツ

ベースの色は、白、黒、赤、
サイズは、XS、S、M、Lの4種類です。

価格は @¥2,300 + 送料 ¥360

パーカー、リストバンドもあります。

ホームページ (<http://nonukesrights.holy.jp/hanpu.html>) をご覧になって、注文してください。



申し込みは (1) ベースの色、(2) サイズ、(3) 枚数、(4) 送付先の住所、氏名、(5) 連絡用の電話とメールアドレスを明記の上、右上のアドレスにメールしてください。
goods@nonukesrights.holy.jp

または下記宛にハガキを送ってください。

〒104-0045

東京都中央区築地 3-9-10 築地ビル 3階

アーライツ法律事務所 気付

原発メーカー訴訟原告団世話人会 Tシャツ係

申し込み期限はありません。Tシャツはご注文を受けてから1週間以内に代金の振込先を入れて発送します。

<缶バッジ>

「ノーニュークス権」缶バッジを販売します。

大きさは31mm(300円)と25mm(200円)の2種類。デザインは右記で、色は多種多様です。



購入ご希望の方は、大きさ(31mm、25mm)とそれぞれの数。郵便番号、住所、氏名を明記して大久保徹夫宛、以下にお申し込みください。(色はこちらで指定させていただきます。)

メール: tokubo09@pk9.so-net.ne.jp

FAX: 0465-73-0531

なお、15個以上まとめ買いされる場合は、300円→200円、200円→140円とします。